

令和6年9月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和6年9月3日（火） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和6年9月3日（火） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員	増 田 恭 子	2 番議員	清 水 健 一
3 番議員	佐 藤 明 孝	4 番議員	平 川 勇
5 番議員	川 岸 和 花 子	6 番議員	岡 戸 章 夫
7 番議員	加 藤 久 幸	8 番議員	中 根 信 一 郎
9 番議員	吉 筋 恵 治	10 番議員	中 根 幸 男
11 番議員	西 田 彰	12 番議員	亀 澤 進

5 不応招議員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	太 田 康 雄	副 町 長	村 松 弘
教 育 長	野 口 和 英	総 務 課 長	平 田 章 浩
防 災 監	小 澤 幸 廣	政策企画課長	森 下 友 幸
財 政 課 長	鈴 木 俊 久	税 務 課 長	長 野 了

住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之	監査委員	朝比奈篤

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

議案第60号	森町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第61号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第62号	森町教育委員会教育長の任命について
議案第63号	森町教育委員会委員の任命について
議案第64号	森町長等の給料の特例に関する条例について
議案第65号	森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第66号	令和6年度森町一般会計補正予算（第7号）
議案第67号	令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第68号	令和6年度森町病院事業会計補正予算（第1号）
議案第69号	静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第70号	建設工事請負契約の締結について
議案第71号	建設工事請負契約の締結について
認定第1号	令和5年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和5年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和5年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 認定第 4 号 令和 5 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 5 年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 5 年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 5 年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 5 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 令和 5 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 10 号 令和 5 年度森町病院事業会計決算認定について

<議事の経過>

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから、令和 6 年 9 月森町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

発言するとき、発言が終了したときに、マイクボタンを押すようにお願いします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第 51 条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

本定例会は、感染症対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、3番佐藤明孝君及び4番平川勇君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月24日までの22日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」を議題とします。

「議員派遣(専決処分)について」は、議長において専決処分しましたので、報告します。

また、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から「令和5年度財政健全化判断比率等報告について」「第32期(株)アクティ森計算書類及び第33期事業目標について」以上、3件の報告が来ております。

サイドブックに掲載のとおりでございますので、御了承願います。

日程第4、議案第60号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長

(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

(太 田 康 雄 君)ただいま上程されました、議案第 60 号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

森町固定資産評価審査委員会の職務は、固定資産台帳に登録された価格に関する不服について、納税者から審査の申し出があった場合に、委員 3 人で合議体を構成し、町長とは独立した中立的な立場から審査及び決定することです。

本案は、平成 27 年 6 月から 9 年 3 か月にわたり、森町固定資産評価審査委員会委員として御活躍されました安西功氏が、本年 9 月 16 日の任期満了をもって退任の意向を示されましたので、後任に富田正治氏を選任したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

富田氏は、長年にわたり森町役場に勤務され、経験と知識が豊富な人で、誠実かつ真面目な人柄であり、地方税法に定める委員の兼職禁止事項及び欠格事項に抵触いたしませんので、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和 6 年 9 月 17 日から令和 9 年 9 月 16 日までの 3 年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君)これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君)「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(吉 筋 恵 治 君)「異議なし」と認めます。

これから議案第 60 号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 60 号は同意することに決定しました。

日程第 5、議案第 61 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 61 号「人権擁護委員候補者の推薦について」、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法において、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くとされております。

本案は、現在、人権擁護委員として御活躍されている佐藤明孝氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となり、退任することとなったため、後任として新たに平尾靖彦氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

今回提案いたしました平尾靖彦氏は、長く教育関係に勤務され、定年退職後は 1 年間、指導主事として森町教育委員会にも勤務されております。

明朗・誠実な人柄で、地域の人々からの信頼も厚く、また、地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。

なお、任期は令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの

		3年間となります。
		以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議	長	(吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
		(発言する者なし)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。 お諮りします。 本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。 御異議ありませんか。
		(「異議なし」と言う者多数)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。 これから議案第 61 号を採決します。 本案は、原案のとおり推薦に同意することに賛成の方は、起立願います。
		(起 立 全 員)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。 したがって、議案第 61 号は、同意することに決定しました。 日程第 6、議案第 62 号「森町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。 本案については、野口和英君の一身上に関する事件であると認められますので、同君の退場を求めます。
		(退 場)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 職員に議案を朗読させます。
		(職 員 朗 読)
議	長	(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
		町長、太田康雄君。
町	長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 62 号「森町教育委員会教育長の任命について」提案理由の説明を申し上げ

ます。

本案は、現在、森町教育委員会教育長であります野口和英氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き森町教育委員会教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

野口氏は、令和5年4月1日から教育長として就任以来1年6か月務められ、永年の教職員としての実践に裏付けられた豊かな見識と確固たる教育理念に基づき、子供一人一人のニーズに応じた教育の充実や、発達支援を必要とする子供たちへの支援体制の強化を図るなど、本町の教育行政の充実、発展に御尽力をいただいております。

今後も引き続き教育長としてより良い学校づくりに取り組んでいただけるものと期待しております。

以上のことから、野口氏は森町教育委員会教育長として適任であり、今後も森町の教育行政に御尽力をいただきたい人でございますので、再任をお願いすべく、提案するものであります。

なお、新たな任期は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。

	これから議案第 62 号を採決します。
	本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
	(起 立 全 員)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
	したがって、議案第 62 号は、同意することに決定しました。
	野口和英君の入場を許します。
	(入 場)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) ただいま同意された、教育長、野口和英君が議場におられます。
	教育長、野口和英君、発言があれば、発言を許します。
	教育長、野口和英君。
教 育 長	(野 口 和 英 君) 教育長です。
	議会の皆様の同意を得まして、引き続き教育長を務めさせていただきます、野口和英でございます。
	森町教育大綱に掲げられました教育の基本理念「明日の森町を築く心豊かな人づくり」の具現化に向けまして、学校教育課、社会教育課、それぞれの政策を一層充実させていく所存でございます。
	どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 日程第 7、議案第 63 号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。
	職員に議案を朗読させます。
	(職 員 朗 読)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
	町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 63 号「森町教育委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。
	本案は、現教育委員の村松昌吾氏が、令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を、森町教育委員会

委員として任命したく、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

村松氏は令和4年4月1日から教育委員に就任され、以来2年6か月、お務めいただき、森町の教育の振興に御尽力いただきました。

長年の教職員としての経験に加え、豊かな見識と公平な判断力を持っておられる人で、森町の教育について真摯に考え、町民の視点からも貴重な御意見、御助言をいただきました。

今後も、町の教育振興に貢献していただけるものと確信しておりますので、再任をお願いすべく、提案するものであります。

なお、新たな任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番議員

(加 藤 久 幸 君) 7番、加藤でございます。

これに対して反対するものではございませんが、今までの人事案件の記載の仕方を見ていまして、統一性がないと思ってちょっと確認をさせていただきます。

最終学歴が載っている人、それからいきなり経歴書で、職歴に入っている人、そこら辺分けて書かれている人と書かれてない人がいらっしやいましたが、その辺は何か意味があってやられているか、確認のためお願いしたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

加藤議員おっしゃるとおり、人事案件について経歴書の書き方

について少しずつ差異があるということでございます。

こちらについては、今後経歴書の書き方について統一をしたいと思いますと考えております。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第 63 号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。
したがって、議案第 63 号は、同意することに決定しました。
日程第 8、議案第 64 号「森町長等の給料の特例に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)
議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 64 号「森町長等の給料の特例に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、過日発生した事業の未執行事案に対し、重大な案件であることから、町長及び副町長の責任を明確にするため、町長及び副町長の給料を 1 か月間、100 分の 10 減額するものであります。

なお、町長の給料においては、特例で 100 分の 10 を減額しており、今回そこからさらに 100 分の 10 を減額するものでございま

す。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11 番、西田彰君。

11 番議員

(西 田 彰 君) この案件について、未執行ということでかなり町民も関心がある事案となってしまいました。

調査というものがどのようにされたのか、関連しておりますので答えていただけたと思いますが、どのような調査がされたのでしょうか。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

こちらの調査につきましては、客観的な事実から全員協議会を6月24日に開催していただき産業課から報告をさせていただいております。

その後、書類を今一度精査をしまして、どのようになっているか調査をし、それぞれ関係した職員に7月に聞き取り調査を実施してございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 11 番、西田彰君。

11 番議員

(西 田 彰 君) 今の答弁で町民が納得すると思いますか。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今の私の答弁は、西田議員の質問に対してお答えをさせていただいたものであります。それ以上でもそれ以下でもございません。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

2 番、清水健一君。

2 番議員

（ 清 水 健 一 君 ）今の西田議員からありましたけど、多分これも関連してくる質問になると思うので、質問させていただきますけども、あの時の全員協議会の中では、まだ聞き取りがされてなかったので本当の原因はちょっとまだつかんでいませんという話で、ただ流出原因はつかんだので、流出はしないようにこのようにやりましたという説明を受けました。

発生の方で聞き取りが終わって、真の原因をつかまれたと思うのですけども、それが7月末の聞き取りの実施ということで、その真の原因というのが何だということは、僕らは分かるようになるのでしょうか。

議 長
総務課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ）総務課長です。

清水議員の質問にお答えをさせていただきます。

6月議会の補正予算の際に当事者について精神的な状態があるからというようなお話もさせていただいた中で、議員からも聞き取りを実施する上ではそちらに配慮しながら実施してくださいというような話もございました。

聞き取りをする上では産業医に受診をし、診断をしていただいた結果、聞き取り調査に影響することはない、問題ない心身の状況であるという回答を得て、担当者に聞き取りをしました。

それ以外の関係職員についても、7人の職員の聞き取りをしました。合わせて8人の聞き取りを実施をさせていただいてございます。

大きく分けまして、未執行・未契約の事業が発生をしたということと、不適切な支払いが発生したということで大きく分けて二つに分かれるかと思います。

原因につきましては、未執行・未契約の事業の発生に関しまして、産業課において進捗を管理する仕組みが存在しなかった。

二点目として管理職による進捗管理のチェック、対応・指導が不足していた。

それから、担当については県農林事務所や町の専門職の災害復旧応援スタッフのサポートを受けるも、農業土木に精通していない担当職員で荷が重かった可能性がある。

それから、業務量と人員配置ということで、業務量に対する人員が不足していた可能性があるというような四点ほどの原因が考えられると。

それから、不適切な支払いについてでございますけども、運用が各課の業務の執行に配慮したものになっており、会計規則から逸脱した運用になっていた部分があった。

それから、二点目として財務会計システム、公会計システムですけど、支出負担行為決議書のシステム上の決裁処理が存在していなかった。

それから、三つ目として、監査されない通帳が存在していたということで、不適切な支払いの発生に関してはその三点が発生原因ではないかということで考えております。以上です。

議長
2番議員

（吉 筋 恵 治 君）2番、清水健一君。

（清 水 健 一 君）ありがとうございました。

聞き取りの中で多くの問題が出てきたということを今までそれが放置されてきたということが明確になったのではないかなと思います。

御本人が不適切な支払いだとか未執行のやつをということでそれに対する聞き取りがしっかりできて、それに対する処分はされていますけども、この中で例えば、本人の荷が重かった業務量が多かった、人員が不足していたということは本人がSOSを出していたかもしれませんが、それに対する何か処置が聞こえないと私達としては、例えば人を変えても、今度は今までの人よりも2倍よく動けるような人が来たとしても、また同じようなことにならないか、要するにこれだけ災害が本当に今までは1年に1回だったのが、下手したら1年に2回とか3回とか来るようなことも懸念されています。

そういう中で考えたときに、また同じような事案が発生、この今の再発防止策で、絶対出ないとしっかりとお約束ができるのならあれですけども、私が考えるに今聞いた中では、例えばそういう荷が重いかというのに対する対策、例えばSOSが出たときに応援体制がどうするのだというのも含めて、そういうのがもし作ってあるのであれば、差し支えない程度に聞かせていただければと思います。

議 長
総務課長

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

清水議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今まで年間事業の計画表であるとか、年間事業の執行管理表であるとかというようなことについては、各課の対応で課ごとに様式も違い、別々に運用をしていた部分がありますけども、この事案が発生しまして、町統一の年間事業計画表、年間事業執行管理シートを導入しまして8月からそのシートに記入をし、それぞれの課の管理職が事業の進捗の把握をできるように進めております。

それから、業務量であるとか人員配置であるとかいうものに関しまして、災害の応援スタッフということで配置をし、産業課農政係については人員増もし、令和5年のスタートをしていたところではございますけども、こういう形で発生をしたということを鑑み、今後はこのような大規模災害のときには災害発生等非常時の人員配置体制を整備をし、現状の配備体制が通常プラスアルファの人員配置の災害対応だということを考えると、通常プラスアルファの人員配置では今後同様な災害発生時には対応が難しいということを考えておりますので、今後は災害発生時に非常時用の人員配置体制を整備をしていきたいということで、ここについては今検討を進めているということでございます。以上です。

議 長
2 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 2 番、清水健一君。

(清 水 健 一 君) ありがとうございます。

人員の配備は今検討中ということで伺いましたけども、早急に設定していただいて、こういうことが二度と発生しない森町になっていただきたいと思います。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）他に質疑はありませんか。

4 番、平川勇君。

4 番議員

（ 平 川 勇 君 ）平川です。

ただいま、総務課長から原因・対策についての御説明がありましたので、よく理解しました。

ただ、私は6月議会ของときにもこういった諸問題があったとき、行政のトップである町長・副町長の責任追及のことを質問させていただいたのですが、今読みますと100分の10、1か月という処分ですがこれが妥当なのでしょうか。これが非常に疑問に感じるので、お答え願います。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ）平川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回条例案の提案をさせていただいている町長及び副町長の100分の10、減給1か月が妥当かどうかという御質問でございますけれども我々、私また副町長は、これが妥当な案であると考えた上で提案をさせていただいております。

地方自治法によれば、普通地方公共団体の執行機関は、事務を誠実に管理し、及び執行する義務を負うとされています。そして、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。また、当該普通地方公共団体の事務を管理し、及びこれを執行するとされており、さらには普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、またはこれを臨時に代理させることができる。また、その補助機関である職員を指揮監督すると定められております。

こういったことが地方自治法に定められており、また実務的には町長が全ての事務を管理し執行するということは困難でありま

すので、補助機関である職員にその事務を委任し、執行させているということでございます。

ですので、今回の事案についても当該職員の処分に合わせて、その当該職員を管理監督すべき職にある管理職にも処分を課しておりますけれども、その上で町長も職員に対する管理監督責任に対して責任を取る必要があると考えましたので、この減給 100 分の 10、1 か月という条例案の提案をさせていただいているところです。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 4 番、平川勇君。

4 番議員

(平 川 勇 君) 私、町長の説明で理解した感じではあるのですが、私自身この程度なのかなという、程度の問題です。

先ほど町長が妥当であるということだったのですが、ちょっと私が妥当には思えなかったということで質問させていただきました。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 6 番、岡戸です。

今回、町長・副町長から給与の 100 分の 10 を減額するという議案が上程されています。

私も新聞に報道に公開されてから、一般の町民や会社の経営者等非常にたくさんの人から「どうなっているんだ。」という声をいただいて、説明もしがてら、いろいろ意見交換をさせていただきました。

中には新聞の切り抜きを持ってきて、本当に残念がる人もいらっしゃるけれど、やはり今の平川議員の話にもあったように、町長・副町長の 100 分の 10、はっきり言えばこれでいいのという声が非常に多かったです。

これは私の意見というよりは、私が実際にお話した人からだと思います。

というのがやはり今回の事案の大きさ、重要性、それとそれを

担当した職員への処置、それと比べたときの見方だろうと感じています。

そういったときに、それは全ての町民に聞いたわけではないので分かりませんが、あくまでも一部の町民やそういった会社の経営者からの声ですけれども、やはりそれはある程度、僕の中でも的を得ているのかなと感じております。

今、町民が非常に良い関心を持って、町が、町長・副町長がこれからどう行政の運営をしていくのかとか、責任のとり方をするのかというのが問われていると思います。

それと同時に、職員の皆さんもおそらく今回の事案、この庁舎の中で非常に気にしているところだと思いますし、それに対してトップである町長・副町長がどういう形で、責任の取り方、自分たちの気持ちを出されるのかをやはり注目していると思います。それは事実だと思います。

そうしたときに、やはり、先ほどいろいろな地方自治法に対しての説明もありましたけれども、それはそれとしてやはり町長・副町長として、それを越えたところの自分たちの責任、本当に申し訳なかった、管理していく中で、こういうところにやはり甘かったというのを再認識していただく、必要があると思っています。

100 分の 10 というのはその一つの結果、指標だと思っています。

ですので、私が 100 分の 10 をこれぐらいにしろということはもちろんできませんけれども、もう一度そういった町民とか、議会の声もそうですけれども、そういったことをもう一度考える機会が必要ではないかなと私は思っています。

今回は、この後もすぐに採決まで行くということですが、その審議の進め方は議運で決められたことなのでどうこうは言えないですけれども、私個人としてはもう一度そういった町民や議員の声を聞いていただいて、もう一度考える機会を持っていたきたいなと思っています、それが一つ。

それと今回町長はもちろんですけれども、副町長の責任も非常

に大きいと僕は個人的に思っています。

一般論ですけれども、町長というのはやはり外に出られる機会が非常に多いですし、国や県、いろいろなところに行ったり、この役場を離れていろいろな業務が多くあると思います。

そうした留守を預かるのが、やはり副町長の仕事であろうかと思っています。

そういった意味で、副町長として時に町長をサポートしていこうという施策はもっと進めた方がいいのではないかとか、これはちょっと控えた方がいいのではないかとか、いろいろやはりそういう町長のサポート役として副町長は非常に大きな責任と期待がかかっておられると思っています。

そういった意味で、今回、副町長としての庁内の中のマネジメント、総合的にしているというところでは副町長の責任も非常に重いと思っております。

ですので、副町長にももう一度、この 100 分の 10 というのが先ほど町長は妥当だからここに上程しているという言葉がありましたけれども、これについてはそう急ぐ内容ではないと思っていますので、今一度考えていただきたいなと思うのですけれども、そこら辺、町長・副町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長
町 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ）岡戸議員から御意見、また町民の皆さんからいただいた御意見を代弁をしていただいたというように受けとめております。

質問としては、もう一度考えたらどうかということかと思いますが、今回この議案を提出するにあたりまして、十分検討させていただいて、こうして既に上程をされております。

ですので、この議案については御審議をいただきたいと思っています。

また、その責任の取り方でございますけれども、こういった減給ということで今回提案をさせていただきましたが、これも一つ

の責任のとり方ではありますが、さらにやるべきことは同じような事案を発生させないこと、再発防止に向けて事務処理の適正な執行及び管理並びに服務規律の確保に一層取り組むことによって、町民の皆さんあるいは町内外の皆さんから森町に対する信頼を回復することに努めることが減給よりも大きな責任であると考えておりますので、一つは信頼回復に努める、それを確実に実施していく、既に取り組を始めておりますけれども、それを継続し、またより確かなものにしていくこと、そしてもう一つの責任の取り方として今回の条例の提案をさせていただいたところであります。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 副町長、村松弘君。

副 町 長

（ 村 松 弘 君 ） 副町長です。

岡戸議員から副町長としての責任ということで、町長とのコミュニケーションという話がまず一点あったと思いますが、これについては常日頃から町長とは意見交換は行っております。不足しているという認識は全くございません。

それから今回の事案についての私の責任でございますけれども、私が副町長に就任するとき、それからもっと言えば、一般の行政職員として仕事をしていたとき、人から言われて「なるほど、そうだな」と思ったのが一点ありまして、それは何かといいますと、選挙で選ばれた人に頭を下げさせるような事務をやってはいけないと。

それはもうずっと心がけていましたが、今回このような事案が発生をしてしまったということで、まったく申し訳ないなという責任は感じております。

処分についての減給のところにつきましては、町長の答弁の通りでございます。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

（ 岡 戸 章 夫 君 ） 私もこうして意見述べているのは、単なる感情論で言っているわけではなくて、先ほど町長の言葉にもあ

りましたように、やはりこの森町を預かっている、この森町役場、森町の行政がより強い町民からの信頼と期待をに応えられるような行政組織になってほしいから申し上げているところで、次の質問でと思っていたことは、先ほど町長から今し方お話あったように、減給というのはあくまでもその責任の取り方の一つだと私も思っております。

本当にやらなければいけないことは、同じような事案を二度と起こさない、それ以外にはまた違ったケースのミス・間違いも起こしてはならない、そういったところを組織としてより強固にしていくことがやはり町長に果たせられた一番の責任かと思っております。

個人的に一つ残念だったのは、確かコロナのときも私、議会でも話したと思います。

コロナのときも非常事態でイレギュラーなことが次から次へと起こってまいりました。

そのときも特に当時の福祉課を中心に非常に負荷が高かったかと思えます。

そういったときにも負荷がかからないようにっていう話は議会の中でさせてもらったことがありましたけれども、今回の事案もそういったイレギュラーの中で発生してしまったこと、結果的に誰も得をしてないというか、誰にとっても不幸なことになってしまったということで、それをやはり二度と起こしてもらいたくはないと思っている次第です。それは皆さんもみんな同じ考えだろうと思っています。

先ほど、総務課長から原因と対策についてありましたけれども、こういった組織でもこういうことがあるとその今口頭でお話をされましたけれども、きちんとした対策書、呼び方はいろいろあるかと思うのですけれども、そういったものをまとめてするよう、また第三者が評価して、これなら大丈夫だろうということで次のステップに進んでいくと思います。

そういった対策書がおそらくできていると思うのですけれども、それを我々議会に提示していただけることは可能でしょうかというか、我々としては提示していただきたい、それをもってして評価して、ここはまだちょっとこうした方がいいじゃないかとか、そういうアドバイスもできると思うので、その辺についての対策書というか報告書についての開示についてはどのように考えているかお伺いしていきたいところです。

議 長
総務課長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

岡戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど清水議員の質問についての答弁でも申し上げました通り、現在もう既に実施をしているものもありますし、検討しているものもありますので、その結果としての対応書といいますか、報告書というものがいつできるかというのは分からないですし、どういう形になるかというのもまだ分からないです。

見せられるかどうかという部分についても個人情報があったり、いろいろな情報がありますので議員さんに見せるかどうかも含めて検討が必要だと現在考えております。以上です。

議 長
6 番議員

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 6 番、岡戸章夫君。

（ 岡 戸 章 夫 君 ） 余分な仕事を我々も作らせるわけにはいかなないので、議会用に改めて何かそういったものを作っていたかどうかはしなくてもいいと思っています。

要するに対策書というのは一つあれば、国・県・議会に対してもそれを提示すればいいという僕の考えなので、議会からこういうことがあったから議会用に改めて作ることにはしなくてもいいと思うのですけれども、できればそういったものがもちろん個人情報のところは伏せてもらって構わないので、最終的な報告書ができた段階では、何らかの開示していただければいいかなと私は思うところです。

それと三つ目の質問なので、少し紹介させていただくと、私も

今森町の監査委員をやらせさせていただいております。

先だって監査委員の研修会にも代表監査委員の朝比奈さんと行ってまいりました。

そこで監査の講師の先生からこういった本があるので、これ読んでおくといいよということで御紹介いただきました。

たまたまその内容が「新人公務員のリスク管理術」ということでタイトルになっていまして、通常業務で失敗しないための必携書ということで書かれております。

一応新人公務員ということが謳われていますけれども、中身を読ませていただいたところ、新人、それからベテランの皆さんにもリスク管理技術について分かりやすく、そんなに難しくなく基本的なことを書いた本を紹介していただいたので、もしよろしければこういった本も今一度原点に帰っていただいて、職員の皆さんで読み回していただいて、どういうことがあって必要なのかなというのを参考にさせていただければいいかなと思います。

私も苦言ばかり言うのも非常に辛いので、本音では言いたくないですけども、こういった提案もさせていただきますので、総務課長、一つ機会があればこういったことも進めていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

議 長
町 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ）岡戸議員から様々な御指摘とともに御提案をいただきましてありがとうございます。

職員の教育については様々な参考図書、あるいは講座・研修等を実施しているところでありますけれども、せっかく御提案をいただいた書籍でございますので、職員に対し購読を勧めてまいりたいと思っております。

また、その前の御質問の中で対策書をまとめて議会に対して提示をしてもらいたいという御意見がございました。

これまで全員協議会、あるいは6月議会定例会、そしてこの9月議会定例会、様々な機会に対策について、この議場あるいは全

員協議会のお話させていただいております。

それは会議録として文字に残っているものでありまして、しかも内容は大変多岐に渡るものでございます。

事務の執行管理については、事務の役場の中における事務の執行体制をどうするか、それをどう確認するかという、それは既に文書としてシステムとして構築をしているものでありますが、人的な配置についてもこれまでの災害対応についても実際、土木事務について精通している職員は少ないので、そういったところで建設課にいる土木専門職の支援をいつでも受けられるようにという体制は作っております。

また、災害時の対応につきましても、防災課だけでは対応ができないということで、全庁を挙げて対応することも実施をしております。

さらには御指摘のあった新型コロナウイルスへの対応についても、当然、専門的な知識を要し専門的な技術を要する部門について、それを用していない職員がそれを代行することはできませんので、そうではない他の職員が応援できる部分については全庁挙げて対応をしてきたところ です。

そういう様々な対応をこれまでもしてきておりますし、またそういう体制も作ったものもあり、さらに作りつつあるものもございます。

そういったものについては、こういう議会の場合であつたり、全員協議会の場合でも申し上げてきているところです。

それで議員の皆様方からも、さらにいろいろな御指摘をいただきながら、その点も踏まえて今後の対策を構築しているところでございますので、これを一つの対策書として国・県に対して提示できるのではないかという御意見もございましたけれども、ケースによって違いますので、それを全ての対策を網羅したものを一つにまとめるということは、それは一つの事務作業になりますので、それをお望みであるならばそのようにも対応を考えていきま

すけども、これまで対応・対策についてお答えをしてきたということも御理解をいただきたいと思います。

ただ、そういったいつでも支援をしますよという体制を作っても、当該職員がそこに助けを求めなければ、それも機能しないということも、今回聞き取り調査を行っていく中で分かってきたところでございますので、そういったところでどう手を差し伸べていくのか、これは非常に難しいことでありますけれども、一つ一つの日々の業務を通して、あるいは業務外の職員の心身の健康管理についても手を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

また岡戸議員には、監査委員を担っていただいていますので、その監査の場でも御指摘があれば、御指摘をいただくということも業務改善、事務の改善につながってまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時37分 ～ 午前10時50分 休憩)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

他に質疑はありませんか。

8 番、中根信一郎君。

8 番議員

(中根信一郎 君) 先ほどの総務課長の説明の中で、不適切な支払いがあったということで会計課の処分、それと通常とは違う口座なのか通帳なのか、そういうものが存在したというようなことの御説明があったかと思いますが、この不適切な支払いについてと通常とは違うという部分、そこについてお伺いをいたします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 条例案の懲罰の対象、原因の究明としては関係があると思いますが、答えられる範囲で答えていただく方が良いと思います。

補足しますけれども、この中根議員の質問は町長・副町長の減給条例そのものに関連するかどうかというところは微妙なところ

であります。

通帳は会計監査の対象はなっていますが、あくまでもこの条例は町長・副町長の減給処分というような条例でありますので、その辺は微妙であるかなと思いますが、答えられるようであれば当局に答えていただきたいと思います。

総務課長。

総務課長

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

中根信一郎議員の質問にお答えをさせていただきます。

不適切な支払いに関しましては、契約をしていない委託料について、請求書を業者からいただいていないにも関わらず、業者の口座に支払ったということが不適切な支払いが発生したものでございます。

業者から返金をいただく、払った金額と同額を返金していただいているわけですが、返金をいただく際に適切に一般会計の口座に返金をいただかなくて、ほかの通帳を経由して返金をいただいたということでございます。以上です。

議 長
8 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 8 番、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 分かりました。

もう一点、副町長の 100 分の 10 ということで、町長と副町長、同じということですが、やはり一番職員の管理をなさっているのが副町長なのかなと私個人は認識をしているのですが、その辺で町長が 100 分の 10 であれば、副町長は 100 分の 20 なり 30 なりというような感覚をちょっと持つわけですがその辺いかがでしょうか。

議 長
副 町 長

(吉 筋 恵 治 君) 副町長、村松弘君。

(村 松 弘 君) 中根信一郎議員の御質問にお答えをします。

私の法律上の立場は町長を補佐するということでございますので、町長の処分以上でも以下でもないという判断はしております。

それから、直接管理監督に携わる者の減給が 10 分の 1、2 か月

ないし1か月ということでございましたので、私は町長と同等の10分の1、1か月ということで判断をさせていただいております。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

根本的な質問で本当に申し訳ないのですが、今回森町長等の給与の特例に関する条例ということで、町長が100分の10、副町長も100分の10というものを決められた客観的根拠というか、おそらく委員会とか、第三者機関とかがあったのではないかなと思うのですが、そこで説明できるようなことがあればお願いします。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) 川岸議員の御質問にお答えいたします。

町長及び副町長、常勤の特別職の給与の減額について委員会、あるいは第三者委員会等の審議を経たかという御質問かと思いますが、町長もそうですし議員の皆さんもそうですけれども、特別職の職員で常勤の者の給料等に関して、金額を変更する場合には、審議会に諮問をして答申をいただき、その結果を反映させるという手続きがありますけれども、今回の場合はこの森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例に関わらないところでございますので、個別の森町長等の給料の特例に関する条例についてということで、提案をさせていただいているところです。

ですので、職員の懲戒処分については委員会を開催し、その処分内容について町長に対し答申を提出しているものでありますが、町長・副町長の減給については特にそういった機関はありませんので、今回条例案として提案をさせていただき、議会での審議をいただいているところであります。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

5 番議員

(川岸和花子 君) 分かりました。

今回、町長・副町長が減給するという森町にとって非常に大きな事案だと思うのですが、これまでの森町の歴史で今回のように町長等の給料の特例に関する条例が出されたということが過去にあるかどうか伺います。

議 長
副 町 長

(吉 筋 恵 治 君) 副町長、村松弘君。

(村 松 弘 君) 副町長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えをします。

過去に職員の不適正な事務処理によって町長が減給した事例があるかということでございますけれども、昭和 54 年に町長の給料を 10 分の 1、3 か月減額、それから昭和 55 年に町長・助役・収入役の給料を 10 分の 1、12 か月減給ということであります。

これにつきましては、それこそ私が役場に就職したばかりの頃で細かいことまでは覚えていませんが、大きな金額の横領、使い込みがあったということだったと記憶しております。以上です。

議 長
5 番議員

(吉 筋 恵 治 君) 5 番、川岸和花子君。

(川 岸 和 花 子 君) 過去に横領等で減額があったということがよく分かりました。

今回の事案は本当に災害が重なっている中での様々な要因が重なったことだと思いますが、私は新聞で職員への処分というのを拝見したのですけれども、職員が非常に重い処分だなと感じたのが素直なところですが、その判断基準ということで、このような質問をさせていただいているのですが、横領とかそういう気持ちでやったものではなく、いろいろな原因が重なって発生したことだと思っております。

町長・副町長の給料を減額するということはすごく重いことだと思っておりますので、それについてはそんな異論はないのですけれども、職員への処分は先ほどの審議会を経てということですが、そのところの何か理由とかもし聞かしていただけることがあったらお願いしたいなと思っておりますが、いかがでしょう。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ） 審議会については非公開で行っておりますので、その内容について御説明することはできませんけれども、議員の皆様にも提供させていただいた「森町職員の懲戒処分について」という文書の中で法令等違反、不適正な事務処理、公文書偽造ということが調査をする中で判明いたしましたので、そういった事案を町で設けております「懲戒処分の手引き」に照らし合わせると、この停職6か月という処分量定になるということで審査委員会からの答申を受けて、私といたしましても、心情としては非常に重い処分であるという思いはありましたけれども、この「懲戒処分の手引き」に沿って執行するということも必要なことですので、この処分について辞令を発令したところであります。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 副町長、村松弘君。

副 町 長

（ 村 松 弘 君 ） 職員処分の関係でございますけども、町には職員の懲戒処分の関係の条例と規則がございますが、それ以外に懲戒処分に関する指針というものが定められております。

個々の具体的な中身について申し上げることはできませんけれども、その中に一般の服務の関係、公金公物の取扱いの関係、収賄、公務外の非行、管理監督の運営責任、そういったものが細かく分かれております。

先ほど町長が話した通り、虚偽の報告、法令等違反、不適正な事務処理、公文書偽造同行使、それから公金公物処理不適正というところが該当してまいりました。

そのところについては各項目に減給又は戒告の処分にするべきだということとか、免職又は停職だというところがあったりします。

そういったところを、私を筆頭に教育長とその他利害に関係のない課長を数名選任しまして、協議をさせていただいております。

あまりあってはいけませんが、発生すればその都度メンバーを変えて審議をするということになっております。

中身としましては、全国の事例等同じような事例があるのか、

これよりも軽い事例なのか重い事例なのか、そのときに処分はどうされているのかというようなことも参酌させていただきながら処分を決定してきたということでございます。以上です。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

11 番、西田彰君。

11 番議員 （ 西 田 彰 君 ） ここに町長はじめ副町長、また課長の皆さんもおられます。

職員の皆さんが本当に何でも言える、何でも相談できる、そういった雰囲気になっているのかどうか、それをちょっと確認をしたいと思います。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） 職員が何でも言える雰囲気か、これは職場の雰囲気のことだと思いますけれども、そうになっているかという西田議員からの御質問でございますけれども、執行部としましては、当然、何でも言える職場、風通しの良い職場ということで、そういう体制を構築する努力はしております。

ただし、何でも言えるという何でもがどこまでの範囲なのか、それは当然職務に関すること、あるいは個人的な内容も相談できるということもあろうかと思えますけれども、何でも言えるということの意味合いも非常に捉え方が難しいかと思えますけれども、何でも言えるというよりも風通しの良い職場、特に私が職員に指導・指示をしていることは、報連相、報告・連絡・相談ということをしっかりしなさいということを申し上げています。それは最終的には自分の身を守ることにつながると。

今回の事案についても、もっと早く相談し、正しい報告をし、また助けを求めていけば避けられた事案だと思いますけれども、そういったことも踏まえまして報連相、報告・連絡・相談、よく言われることでありますが、それを徹底するようということは指示をさせていただいております。

また、今年度からメンター制度というものも設けておりますの

議 長
総務課長

で、その点については総務課長から答弁をさせます。

(吉 筋 恵 治 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

メンター制度につきましては、新人職員、若手職員の育成、それから本当のことを発言できるようにということも考えて、森町で今年度から導入をしているものでございます。

新規採用職員の中から社会人経験がない職員と社会人経験があるけどもメンターをつけてもらいたい職員について、30 歳前後の異なる職場の先輩職員をメンターとして若手職員につけております。

月 1 回は必ず面談をし、困りごとがあると相談するようにということで実施してございます。

この制度につきましては、年内まで継続して実施をしていきます。

一対一で 5 月から始まりますけども、5 月に A さんには B さんということで特定の人をメンターということでして、いろいろな先輩職員が若手新人職員に発言しやすいような環境の中で困りごとであつたりというものを出せるような仕組みを導入をしてございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第 64 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 多 数)

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 起立多数です。 したがって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。 日程第 9、議案第 65 号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 65 号「森町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。 本案は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 48 号)が、令和 6 年 12 月 2 日に施行され、現行の被保険者証の発行が廃止となります。 これに伴い、国民健康保険法第 127 条第 1 項の被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定が削除されることから、条例の一部を改正するものであります。 なお、この改正に伴う経過措置として、現在交付されている被保険者証を保持している間は、改正前の罰則が適用される旨を附則で設けております。 施行期日につきましては、令和 6 年 12 月 2 日とするものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 日程第 10、議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算 (第 7 号)」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただいま上程されました議案第 66 号「令和 6 年度森町一般会計補正予算 (第 7 号) 」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 336,262 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,843,048 千円とするものであります。

また、8 ページ、第 2 表地方債補正でございますが、「公共土木施設災害復旧事業」につきましては、昨年 6 月の豪雨により被災した鍛冶島橋の復旧事業の財源として、また、「緊急自然災害防止対策事業」につきましては、町単独河川改修事業として実施する準用河川伊豆橋沢川改修事業の財源として、それぞれ限度額を増額変更するものでございます

それでは以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10 ページ、2 款 1 項 5 目財産管理費 1,000 千円につきましては、民生費寄附金をこども応援基金に積み立てるものでございます。

2 項 4 目移住促進費 170 千円につきましては、本部が都内にある大学の東京圏にあるキャンパスに、4 年以上在学する卒業年度の学部生が、就職に際し森町へ移住し、静岡県内の企業に就職することを条件として、6 月 1 日以降の選考面接に要した交通費の一部を補助する地方就職支援事業費補助金でございます。

4 款 1 項 5 目診療所費 100,000 千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うものでございます。

11・12 ページ、7 款 1 項 6 目森町体験の里振興費 11,000 千円につきましては、最低賃金引き上げによる人件費の増加、原油価格や物価高騰の影響等により大変厳しい経営状況を強いられている中、安定した運営を継続し、アクティ森の目的である地域振興や地域活性化を図るため、指定管理料の追加をお願いするものでござ

ざいます。

8 款 2 項 2 目道路維持費 14,300 千円につきましては、緊急性を要する、道路の維持管理、及び舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものでございます。

3 目道路新設改良費 5,500 千円のうち、説明欄 0003 交通安全対策事業（森・天宮地区）につきましては、用地交渉中の案件について、移転先が決まらず今年度中の執行が確実と見込めない補償費の一部 30,000 千円を工事請負費へ組み替え、事業の進捗を図るものでございます。

0007 スマート I C 関連道路改良事業 5,500 千円につきましては、物流 2024 年問題や、企業誘致対策、スマートインターチェンジの更なる利用増進のため、遠州森町スマートインターチェンジの車長制限の解除に向け、その必要性の検討や調査、課題整理を行う業務委託料を計上するものでございます。

13・14 ページ、3 項 2 目河川維持改修費 61,200 千円のうち、説明欄 0001 河川維持管理費 1,200 千円につきましては、洪水などに伴う堆積土砂による河川の通水能力低下を解消するため、排水路等の浚^{しゅんせつ}渫作業等手数料の追加をお願いするものでございます。

0002 町単独河川改修事業 60,000 千円につきましては、園田地区草ヶ谷地内の準用河川伊豆橋沢川改修にかかる経費で、本年 6 月の補正予算（第 4 号）でお認めいただいた用地測量業務委託に基づき、早期に改修に着手するため、関係経費を計上するものでございます。

5 項 1 目住宅管理費 17,853 千円につきましては、わが家の専門家診断事業、木造住宅耐震改修事業、及び、住宅屋根耐風診断・耐風改修事業について、問い合わせが多く、今後予測される申請に対応するため、耐震診断業務委託料、及び、建築物等耐震化促進事業費補助金の追加をお願いするものでございます。

9 款 1 項 5 目災害対策費 4,555 千円につきましては、県が作成、公表した小規模河川の浸水データ等を反映させた、ハザードマッ

プ作成のための委託料を計上するものでございます。

15・16 ページ、10 款 6 項 3 目文化振興費 473 千円につきましては、本年 11 月から来年 5 月まで台湾糖業博物館において開催予定の鈴木藤三郎特別展にかかる経費でございます。

7 項 1 目保健体育総務費 140 千円につきましては、全国大会等参加補助金が、これまでの申請実績等から不足が見込まれるため、今後の補助申請に備えて追加をお願いするものでございます。

11 款 1 項 1 目農業用施設災害復旧費 15,000 千円につきましては、6 月 28 日から 29 日の豪雨による災害対応等により、予算残がわずかとなったため、今後の災害対応のため追加するものと、旧泉陽中グラウンドの残土処分にかかる崩土除去等作業手数料でございます。

17・18 ページ、2 項 1 目公共土木施設災害復旧費 105,000 千円につきましては、6 月 28 日から 29 日の豪雨による災害対応等により、今後の執行見込み額に対して、予算残額が不足する見込みであるため、追加計上する崩土除去等作業手数料 30,000 千円と、町道鍛冶島・大久保線の鍛冶島橋下部工工事にかかる公共土木施設災害復旧工事 75,000 千円でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、15 款 2 項 4 目土木費国庫補助金 6,726 千円につきましては、木造住宅耐震改修事業等に対する国の補助金でございます。

16 款 2 項 1 目総務費県補助金 43 千円につきましては、地方就職支援事業費補助金に対する県補助金でございます。

6 目土木費県補助金 5,107 千円につきましては、木造住宅耐震改修事業等に対する県補助金でございます。

7 目消防費県補助金 1,518 千円につきましては、ハザードマップ作成業務委託料に対する県補助金でございます。

18 款 1 項 4 目民生費寄附金 1,000 千円につきましては、浜松市の篤志者から子供の貧困対策への活用目的でいただいた寄附金

で、低所得世帯等児童の給食費等助成金の財源として、こども応援基金へ積立て、活用させていただきます。

19 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 45,000 千円につきましては、災害復旧費の財源として計上するものでございます。

5 目スポーツ振興基金繰入金 140 千円につきましては、全国大会等参加補助金の財源として計上するものでございます。

7 目ふるさと応援基金繰入金 16,500 千円につきましては、森町体験の里指定管理料と、スマート I C 関連道路改良事業の財源として計上するものでございます。

20 款 1 項 1 目繰越金 121,748 千円につきましては、財源調整としての計上であります。

7・8 ページ、21 款 3 項 3 目雑入 3,480 千円につきましては、令和 5 年度の静岡県後期高齢者医療広域連合の事務費負担金精算に伴う返還金でございます。

22 款 1 項 5 目土木債 60,000 千円につきましては、町単独河川改修事業として実施する準用河川伊豆橋沢川改修事業に対する緊急自然災害防止対策事業債でございます。

8 目災害復旧債 75,000 千円につきましては、町道鍛冶島・大久保線の鍛冶島橋下部工工事に対する公共土木施設災害復旧事業債でございます。

以上が、令和 6 年度森町一般会計補正予算(第 7 号)の概要でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 日程第 11、議案第 67 号「令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 67 号「令

和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,630 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,090,853 千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、7 款 1 項 2 目償還金 1,621 千円につきましては、令和 5 年度の実績に基づき、第三者行為等に係る精算により、保険給付費等交付金を県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6 ページ、7 款 1 項 1 目前年度繰越金 1,621 千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 12、議案第 68 号「令和 6 年度森町病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 吉 筋 恵 治 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま上程されました、議案第 68 号「令和 6 年度森町病院事業会計補正予算（第 1 号）」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第 2 条につきましては、予算第 3 条に定めた「収益的収入及び支出の予定額」の収入について、第 1 款病院事業収益第 2 項医業外収益 171,217 千円に 100,000 千円を追加し、271,217 千円とし、病院事業収益の予定額を 2,942,217 千円とするものであります。

この医業外収益 100,000 千円の増額につきましては、9 月に企

業債元利償還金の支払いが予定されており、それに伴う運営資金として、一般会計からの他会計負担金として計上するものであります。

第3条につきましては、予算第6条で定めた「一時借入金」の限度額を100,000千円減額し、700,000千円とするものであります。

第4条につきましては、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を100,000千円増額し、450,000千円とするものであります。

以上が、令和6年度森町病院事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （吉 筋 恵 治 君）日程第13、議案第69号「静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職 員 朗 読）

議 長 （吉 筋 恵 治 君）本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 （太 田 康 雄 君）ただいま上程されました議案第69号「静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行されることにより、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、規約中の「被保険者証及び資格証明書」の文言を改める必要が生じたため変更するものであります。

変更の内容につきましては、別表第1の規定中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願いいたします。

議 長	(吉 筋 恵 治 君) 日程第 14、議案第 70 号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。 職員に議案を朗読させます。 (職 員 朗 読)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 70 号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。 本案は、令和 6 年度町単独事業町道宮代東大洞院線宮代橋歩道橋下部工工事の建設工事に係る請負契約の締結でございます。 工事の概要につきましては、歩道橋の橋台及び基礎杭等の設置工事でありまして、歩道橋は幅員 3 メートル、橋長 23.5 メートルのコンクリート橋であります。 去る 8 月 29 日に制限付き一般競争入札を行いました結果、森町森 1458 番地の 1 を事務所所在地とする正光建設株式会社、代表取締役、山本欣宏が落札いたしましたので、同社と建設工事請負契約を契約金額 7,535 万円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。 なお、工事期間としましては、令和 6 年 9 月 5 日から令和 7 年 3 月 21 日までを予定しております。 以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 5 番、川岸和花子君。
5 番議員	(川 岸 和 花 子 君) 川岸です。 今回の町道宮代東大洞院線宮代橋歩道橋ということですが、今回下部工ということで正光建設さんが落札されているのですが、その後の工事についてはあといくらぐらいかかるのか、ま

議 長
建設課長

たその分もこれから入札という形をとるのか伺います。

(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

(岡 本 教 夫 君) 建設課長です。

ただいまの川岸議員の御質問にお答えいたします。

今回、下部工ということでございまして提案理由の説明でもありましたが、下部橋台と基礎杭及び仮設の鋼矢板等々の工事でございます。

それから上部工につきましては、来年度、令和7年度にコンクリート製の桁を掛ける計画であります。

そちらにつきましては、来年度入札になりますが、入札の規定が予定価格 5,000 万円以上の場合是一般競争入札ですが、来年予定しております金額につきましては 4,000 万円前後ということでございますので、通常の指名競争入札を行いたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第 70 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 71 号「建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

	(職 員 朗 読)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 71 号「建設工事請負契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。 本案は、令和 6 年度社会資本整備総合交付金事業町道太田川 ^ほ 圃場南 4 号線築造工事の建設工事に係る請負契約の締結でございます。 工事の概要につきましては、プレキャストボックスカルバート設置工であり、延長 84 メートルを整備し、工業専用地域内への道路を築造するものでございます。 去る 8 月 29 日に制限付き一般競争入札を行いました結果、袋井市久能 1295 番地の 1 を事務所所在地とする株式会社ワシヤマ土建、代表取締役、鷺山良行が落札いたしましたので、同社と建設工事請負契約を契約金額 5,709 万円で締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。 なお、工事期間としましては、令和 6 年 9 月 5 日から令和 7 年 3 月 14 日までを予定しております。 以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
10 番議員	10 番、中根幸男君。 (中 根 幸 男 君) 10 番、中根でございます。 この請負業者の関係ですけれども、株式会社ワシヤマ土建、あまり聞きなれない業者だと思ったのですけれども、森町での公共事業の実績、あるいは袋井市内での実績等は十分おありにあるのか。そしてまた信頼できる業者なのかどうかその点を伺います。
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 建設課長。

建設課長

（ 岡 本 教 夫 君 ） 建設課長です。

ただいまの中根議員の御質問にお答えいたします。

森町が発注した工事につきましては、ワシヤマ土建さんの受注というのはございませんが、県土木発注の工事につきましては、護岸工事、舗装工事、災害復旧工事も請け負っておられまして、相当数の実績が森町内であるということでございまして、今回の一般競争入札の工事实績を見ましても、かなりの件数を町内で受注して工事を行ってくれているということは確認済みでございます。以上です。

10 番議員

（ 中 根 幸 男 君 ） 今の質問の中の業者への信頼度、この辺は課長としてどのように思っているかどうか。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 建設課長。

建設課長

（ 岡 本 教 夫 君 ） 建設課長です。

それから技術者の数等も確認しておりまして、土木施工管理技士の資格であったり、管理技術者証を持つ人の人数につきましても相当数おられまして、それから昨日、営業の人とお話する機会があり、その中で非常に誠実な人柄を感じたところでありまして、その会社として当然信頼できるのかなというところは感じたところでございます。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 他に質疑はありませんか。

4 番、平川勇君。

4 番議員

（ 平 川 勇 君 ） 一般競争入札ですから会社等は言えないかもしれませんが、森町の業者が何社、近隣市町の業者が何社これぐらいは教えていただけますか。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 建設課長。

建設課長

（ 岡 本 教 夫 君 ） 制限付きということでございまして、まずなぜ制限付きかということでございますけれども、一番の目的としまして不良不適格業者の排除、それから工事の品質確保の観点ということがございまして、入札参加資格に一定の要件、これは地域要件、例えば静岡県西部であるとか、袋井土木事務所管内

とかそれから先ほど申しました受注実績等を付した上で、その条件を満たす全ての入札参加希望者に競争させることによって落札者を決定するという方法でございます。

今回募集をかけたわけでございますけれども、落札しました袋井市のワシヤマ土建さん以外は町内業者さんが4社ですので、合計5社の競争の中でワシヤマ土建さんが落札したという形になってございます。以上です。

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 起立全員です。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

(午前11時48分 ～ 午前11時49分 休憩)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16、認定第1号「令和5年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第23、認定第8号「令和5年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定8件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (吉 筋 恵 治 君) 本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ） ただいま一括して上程されました認定第1号から第8号までの各会計の決算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度の当町を振り返りますと、令和5年6月2日に発生した活発な梅雨前線と台風2号の接近に伴う線状降水帯による豪雨は、2年連続となる甚大な被害をもたらし、災害復旧に取り組んでまいりましたが、いまだ復旧途中の事業もあり、大きな影響を受けております。

また、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、コロナ禍以前に開催されていたイベント再開等の「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」への転換に取り組んだ年でした。

さらに、令和4年度に策定した遠州の小京都リノベーション推進計画に基づき、旧児童館、及び旧静岡銀行森町支店の建物解体等の個別の事業に着手いたしました。

加えて、小中学校跡地利活用については、森町小中学校跡地利活用検討業務委託により、利活用方針に基づく、民間事業者による利活用に向け、取り組んでまいりました。

さらには、原油価格・物価高騰への対応など、その時々に応じた必要な対応に追われた1年となりました。

このような中、町民一人一人の豊かな暮らしの実現と、多様な交流を育み、誰もが明るい未来を描くことができる環境を整えていくため、まちづくりの中長期的な指針となる「第9次森町総合計画」の本格的始動7年目の年でありました。

この計画は、行政だけでなく、町民と行政とが一体となってまちづくりを進めていくための共通の指針であり、人口減少を克服し活力ある町を今後も維持するため、「人の輪」（外部との交流）、「対話」（信頼の構築）、「調和」（人と自然）の三つの基本理念を掲げ、まちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現を目指すこととしております。

加えて、私の町長２期目の任期において、昨年度が最終年となることから、マニフェストの実現に向け、全力で取り組むとともに、議員の皆様方の御理解をいただきながら、原油価格・物価高騰、電力・ガス・食料品等価格高騰の影響に対応するため、その都度必要な取組を実施できましたこと、厚く御礼申し上げます。

はじめに、私が２期目に掲げましたマニフェストに沿って、主要な取組を申し上げさせていただきます。

「１．助け合いふれあう健やかなまちづくり」としましては、民間事業者により整備された新たな保育園への委託により、保育園待機児童ゼロとなりました。

こども医療費の助成については、１０月からの拡充により、高校生年代までの医療費窓口自己負担の無償化を行いました。

また、学校給食等における物価高騰に伴う増額分を支援し、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいりました。

加えて、地域福祉計画や、地域福祉活動計画、及び自殺対策計画の策定に取り組むとともに、新たに健やかなまちづくりのため、地域包括ケア寄附講座設置事業を実施してまいりました。

継続事業としましては、国民健康保険特別会計や、介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療制度への負担金、更に森町病院への繰り出しを行っております。

「２．安全で住みよいまちづくり」としましては、都市計画道路新田赤松線の整備を推進するとともに、地域公共交通法定計画の策定を行いました。

また、町営バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対して、引き続き交通利用券の購入費助成を行い、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動支援に努めてまいりました。

デジタル化の推進として、引き続き外部のデジタル人材を活用してＣＩＯ補佐業務を委託し、庁内の環境整備を図ってまいりました。

防災面では、消防団員の出動に係る報酬を引き上げ、また、天

方地区のコミュニティ防災センターとして整備活用するため、遠州中央農業協同組合旧天方支店の土地及び建物を取得し、河川の防災対策として浚渫の実施に取り組んでまいりました。

生活環境の整備としましては、良質な飲料水の確保、下水道整備の推進に加え、一部事務組合で行っております消防やごみ処理に対する分担金の支出や、町道等の基盤整備を進めてまいりました。

「３．人の交流で賑わうまちづくり」としましては、地域おこし協力隊の３人体制を維持するとともに、森町ふるさと会交流事業の開催、遠州の小京都まちづくりの推進として産・学・官連携による遠州の小京都森町の香りプロジェクトに取り組みました。

さらに、本町が持つ地域資源や潜在的価値を活かして、歴史・文化体験や交流の場を整備することで、町の魅力の維持や新たな魅力を創出し、「遠州の小京都まちづくり」を推進する遠州の小京都リノベーション推進計画に基づき、旧児童館、及び旧静岡銀行森町支店の建物解体等の個別の事業を進めてまいりました。

「４．活気に満ちた活力あるまちづくり」としましては、遠州森町パーキングエリアの周辺地区を企業誘致の候補地として検討するにあたり、開発課題整理に取り組むとともに、引き続き産業立地奨励事業費補助金を計上し、企業の投資に対する固定資産税等の助成を行いました。

また、移住・定住のさらなる促進では、引き続き移住コーディネーターを配置し、住宅支援や空き家・空き地等の相談に対して柔軟な対応を図り、人をつなぐ関係人口創出事業補助金の新設により、交流人口と関係人口の拡大に取り組んでまいりました。

農業関係では、農地基盤整備に係る農業用水パイプラインの更新事業及び水田の暗渠排水^{きょ}整備等を実施する県営事業等の負担金など基盤整備事業の推進を図りました。

「５．自然を守り歴史に学ぶまちづくり」としましては、社会的課題となっているカーボンニュートラル実現への取組として、電

動アシスト自転車の購入に対する補助金、森町立図書館の本棚及び机上照明器具のＬＥＤ化を行うとともに、家庭用蓄電池の導入を対象に含む新エネルギー機器等導入促進補助金、品目を拡大した資源ゴミの拠点回収、小学生を対象とした地球温暖化防止啓発の環境教育授業への支援に引き続き取り組みました。

小・中学校での情報教育・英語教育の推進では、ギガスクール構想に基づくＩＣＴ教育の中で、ＩＣＴ支援員を拡充、継続事業として、外国語教育を通して、今後の国際社会に対応できる児童・生徒を育成していくための英語教育を推進しました。

歴史・文化の面では、藤江勝太郎顕彰事業や、東アジア文化都市 2023 協賛事業として杭迫柏樹日中文化交流展を行いました。

また、森林環境譲与税を活用した森林の保全につきましては、森林環境教育推進事業や、林道路面整備等に取り組みました。

このほか、喫緊の課題に対応する事業としましては、公共施設等の適正管理の推進のための公共施設等適正管理推進事業債を活用した文化会館の長寿命化設備改修、及び町道舗装改修の実施、また継続事業として、防犯灯設置への補助、合併処理浄化槽への補助や協働まちづくり推進事業、レールフレンドシップ事業等、各種事業に取り組んでまいりました。

また、第４次森町行財政改革大綱を社会の変化に対応するべく見直し、一層の行財政改革に取り組むこととしました。

さらに、緊急対応を要した原油価格・物価高騰、電力・ガス・食料品等価格高騰対策といたしましては、子育て世帯生活支援特別給付金、及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、子育て世帯応援給付金、物価高騰対応重点支援給付金や、事業継続等への各種支援対応などの各事業を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、個別補助金などを活用し実施してまいりました。

おかげをもちまして、各特別会計を含め予定しておりました事業が執行できましたことを、厚くお礼申し上げます。

議 長	(吉 筋 恵 治 君) ここでしばらく休憩します。
	(午後 0時04分 ～ 午前 1時15分 休憩)
議 長	(吉 筋 恵 治 君) 休憩前に引き続き会議を再開します。
	町長、太田康雄君。
町 長	(太 田 康 雄 君) それでは、最初に認定第1号「令和5年度 森町一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げ ます。
	一般会計決算の概要につきましては、「一般会計決算説明資料」 を作成いたしましたので、お手元の説明資料に沿って説明させて いただきます。なお、読み上げは千円単位までとさせていただきます。
	最初に1ページを御覧ください。
	決算規模は、歳入総額 111 億 3,731 万 9,000 円、歳出総額 102 億 4,790 万 1,000 円となり、前年度と比較しますと、歳入では4 億 963 万 4,000 円増加し、プラス 3.8 パーセント、歳出では3億 1,735 万 3,000 円増加し、プラス 3.2 パーセントとなりました。
	なお、資料にはありませんが、歳入予算に対する歳入決算の比 率は 93.9 パーセント、歳出予算に対する執行率は 86.4 パーセン トとなっております。これは、土木費の交通安全対策事業(森・天 宮地区)、災害復旧費の現年発生公共土木施設補助災害復旧事業等 について、予算総額で7億 6,366 万 5,000 円を令和6年度へ繰り 越したことに起因するものでございまして、令和6年度へ繰り越 しました事業を除いた、歳出予算に対する執行率は 92.3 パーセン トとなります。
	次に3ページを御覧ください。
	歳入から歳出を差し引いた形式収支(C欄)は、8億 8,941 万 7,000 円で、前年度に比べ9,228 万円増加し、プラス 11.6 パーセ ントとなりました。
	次に、実質収支(E欄)は、土木費の交通安全対策事業(森・天宮 地区)や、町単独道路改良事業、災害復旧費の事業等について、一

部令和6年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源(D欄)8,662万4,000円を差し引いて、8億279万3,000円、令和6年度への実繰越額(L欄)も、8億279万3,000円であります。

なお、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支(F欄)は、9,746万1,000円の黒字となっております。

続いて決算の概要を歳入から申し上げます。1ページにお戻りください。

1款町税は、25億1,595万9,000円で、前年度に比べ1,054万3,000円増加し、プラス0.4パーセントとなりました。

これは、法人住民税における町内企業の収益減などの影響による減少に対して、固定資産税における償却資産の新規取得、及び家屋の新築・増築等による増加によるものであります。

2款地方譲与税は、1億3,187万6,000円となり、前年度に比べ97万2,000円増加し、プラス0.7パーセントとなっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、2,316万2,000円で、県に納入された株式等譲渡所得割のうちの一部が各市町に交付されるものでございまして、株式等譲渡所得割の増加により、前年度に比べプラス85.8パーセントとなっております。

7款地方消費税交付金は、4億5,550万7,000円で前年度に比べプラス0.2パーセント、8款ゴルフ場利用税交付金は、7,023万7,000円で前年度に比べマイナス0.5パーセント、9款環境性能割交付金は、1,692万円で、前年度に比べプラス14.4パーセントとなっております。

10款地方特例交付金は、1,930万2,000円で、前年度に比べ36万8,000円減少し、マイナス1.9パーセントとなりました。

11款地方交付税は、25億7,056万7,000円で、前年度に比べ3,281万8,000円減少し、マイナス1.3パーセントとなりました。この減少の主な理由としましては、令和5年7月7日からの大雨や、台風第7号・13号、能登半島地震等の全国的な自然災害の発

生により、重点配分額が増加したことに起因し、特別地方交付税の交付額が減少したこと等によるものであります。

15 款国庫支出金は、12 億 3,157 万 1,000 円で、前年度に比べ 3 億 2,105 万 1,000 円減少し、マイナス 20.7 パーセントとなっております。

これは、新規保育園開設に伴い、子どものための教育・保育給付費負担金の増加や、町営住宅改修に伴う社会資本整備交付金（地域住宅計画）の増加に対して、保育園整備完了に伴う保育所等整備交付金や、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減少によるものであります。

16 款県支出金は、7 億 7,466 万 1,000 円で、前年度に比べ 2 億 4,363 万 2,000 円増加し、プラス 45.9 パーセントとなっております。これは、令和 4 年度から令和 5 年度へ繰り越した現年発生農業用施設補助災害復旧事業補助金の皆増等によるものであります。

18 款寄附金は、4 億 4,334 万 9,000 円で、前年度に比べ 4,612 万 3,000 円減少し、マイナス 9.4 パーセントとなりました。これは、「ふるさと応援寄附金」いわゆる「ふるさと納税」に対する返礼品に、町内にて製造されている電動アシスト自転車の主要部品であるドライブユニットを搭載した「PAS」がございますが、新しいモデルのものについて、総務省の承認に時間を要し、一時的に寄附受付を停止していたため、ふるさと応援寄附金が減少したことによるものでございます。

19 款繰入金は、7 億 7,029 万 2,000 円で、前年度に比べ 6 億 4,096 万 2,000 円増加し、プラス 495.6 パーセントとなりました。これは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、及び、ふるさと応援基金繰入金の増加等によるものであります。

22 款町債は、9 億 3,343 万 8,000 円で、前年度に比べ 1 億 7,136 万 4,000 円増加し、プラス 22.5 パーセントとなりました。これは、町道栄泉寺線等の法面崩壊対策、及び、町単独河川改修事業

の財源としての緊急自然災害防止対策事業債の増加や、天方コミュニティ防災センター用地等購入費の財源としての緊急防災・減災事業債の増加、旧児童館・旧静岡銀行森町支店解体工事の財源としての公共施設等適正管理推進事業債の増加等によるものであります。

次に自主財源についてであります。4 ページ以降の表を御覧ください。

歳入における自主財源比率は 43.5 パーセントで、前年度より 1.5 ポイントの増となっております。

主な要因は、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、及び、ふるさと応援基金繰入金が増加したことによるものであります。

主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は 22.6 パーセントとなり、前年度より 0.8 ポイントの減となっております。

次に歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の決算書で御覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて申し上げます。説明資料 4 ページの下段、歳出性質別経費比較の表を御覧ください。なお、単位は千円単位となっておりますので、御承知ください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常的経費（小計の 1 から 6）は、72 億 2,238 万 2,000 円で、構成比は 70.4 パーセントとなり、前年度に対し 1.2 ポイント下回っております。

また、10 の投資的経費は、17 億 7,787 万 7,000 円で、構成比は 17.4 パーセントとなり、前年度に対し 2.6 ポイント上回っております。

経常的経費のうち、1 の人件費は 14 億 4,879 万 3,000 円で、前年度より 4,712 万 7,000 円の増となっております。これは、会計年度任用職員の報酬改定や人員増、消防団、及び水防団の出動手当の出動報酬への見直しに加え、台風 2 号による豪雨対応に伴

う、水防団出動報酬の増加等によるものであります。また、人件費比率におきましては、7 ページ中段のグラフにありますように 21.2 パーセントと、前年度の 20.7 パーセントを 0.5 ポイント上回っております。

4 ページに戻りまして、需用費、備品購入費、委託料等 2 の物件費は 14 億 9,024 万 2,000 円で、前年度に比べ 7,562 万 7,000 円の減、マイナス 4.8 パーセントとなりました。

減少の主な要因としましては、ふるさと応援寄附金の減少に伴うふるさと納税業務委託料等の減少や、新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校児童生徒用学習机・椅子購入の消耗品費、公共施設トイレ衛生化事業の施設修繕費の事業完了による減少等によるものであります。

4 の扶助費は、13 億 7,269 万 4,000 円で、前年度に比べ 8,473 万 1,000 円増加し、プラス 6.6 パーセントとなりました。これは、新規保育園分としてプティ森町園委託料の皆増等によるものであります。

5 の補助費等は、18 億 8,114 万 5,000 円で、前年度に比べ 284 万 8,000 円減少し、マイナス 0.2 パーセントとなりました。これは、地域包括ケア寄附講座設置事業の皆増等に対して、新型コロナウイルスワクチン接種負担金の減少等によるものであります。

6 の公債費は、9 億 2,458 万 6,000 円で、前年度に比べ 2,691 万 4,000 円増加し、プラス 3.0 パーセントとなりました。これは、公共施設等適正管理推進事業債や緊急自然防止災害対策事業債等の償還開始によるものであります。

投資的経費のうち 10 の（1）普通建設事業費は、10 億 5,302 万 9,000 円で、前年度に比べ 7,228 万 1,000 円増加し、プラス 7.4 パーセントとなっております。これは、天方コミュニティ防災センター用地等購入費の皆増や、町単独道路改良事業、及び、町単独河川改修事業の増加等によるものであります。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。説明

資料の 6 ページの下段を御覧ください。

基金の年度末現在高については、38 億 236 万 2,000 円で、前年度に比べ 4 億 4,472 万 3,000 円の減、マイナス 10.5 パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ 3 億 8,910 万 4,000 円減の 18 億 1,150 万 3,000 円となっております。また、減債基金につきましては、令和 5 年度普通交付税再算定による追加交付のうち、臨時財政対策債償還基金費分等 2,679 万 5,000 円の積立を行う一方、1 億 3,000 万円を取り崩すとともに、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと納税でいただきました寄附金の一部を積み立て、遠州の小京都リノベーション推進事業や、森町電動アシスト自転車購入費補助金、地域包括ケア寄附講座設置事業、遠州の小京都推進費、及び小中学校の ICT 推進事業等の財源として 1 億 7,895 万 4,000 円を取り崩しております。

企業立地推進基金につきましては、町有地の売払収入等 49 万 5,000 円を積立てております。

その他の基金につきましても、寄附金や利息等を積み立てるとともに、各事業の財源として各基金の一部を取り崩しております。

続きまして、7 ページを御覧ください。

年度末における町債の現在高は、前年度に比べ 3,470 万 3,000 円増加し、87 億 2,709 万 5,000 円となっております。

このうち臨時財政対策債は、36 億 8,156 万 6,000 円と前年度に比べ 3 億 517 万 5,000 円減少しておりますが、この臨時財政対策債は、令和 3 年度、及び令和 5 年度の国の補正予算により行われた普通交付税の再算定で、臨時財政対策債償還基金費として追加交付された額を除き、元金・利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えます。なお、令和 3 年度及び令和 5 年度の普通交付税で臨時財政対策債償還基金費として追加交付された額については、減債基金に積立てを行っております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまし

た実質公債費比率は、12.9 パーセントとなっており、前年度に比べプラス 0.4 ポイントとなっております。なお、この比率が 18 パーセント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりません、充分健全な数値と判断しております。

以上が、認定第 1 号「令和 5 年度森町一般会計歳入歳出決算」と普通会計における各指標の概要でございます。

次に特別会計の決算について説明いたしますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」も併せて御覧ください。

最初に、認定第 2 号「令和 5 年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。なお、以下の特別会計につきましても読み上げは千円単位までとさせていただきます。

決算規模は、歳入総額 20 億 7,958 万 6,000 円、歳出総額 20 億 6,659 万 5,000 円となり、前年度に比べて歳入では 3,323 万 5,000 円減少し、マイナス 1.6 パーセント、歳出では 3,805 万 4,000 円減少し、マイナス 1.8 パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は 95.8 パーセント、歳出予算に対する執行率は 95.2 パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額 1,299 万 1,000 円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。歳入歳出決算書 5・6 ページの事項別明細書を御覧ください。

1 款国民健康保険税は、3 億 7,781 万円で、前年度に比べて 1,745 万 3,000 円減少し、マイナス 4.4 パーセントとなっております。

7・8 ページ、4 款県支出金は、15 億 2,094 万 6,000 円で、前年度に比べて 2,386 万円減少し、マイナス 1.5 パーセントとなっております。

6 款繰入金は、1 億 5,643 万円で、前年度同様、不足する保険

税を補填するため、国民健康保険事業基金から 5,300 万円を取り崩したことにより、前年度に比べて 1,480 万 1,000 円増加し、プラス 10.5 パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。13・14 ページを御覧ください。

2 款保険給付費は、14 億 7,832 万 7,000 円で、前年度に比べて 1,894 万 8,000 円減少し、マイナス 1.3 パーセントとなっております。なお、森町の一人当たりの年間医療費については、一般被保険者が 42 万 7,965 円で、前年度に比べて 1 万 6,227 円増加 となっております。

17・18 ページ、3 款国民健康保険事業費納付金は、5 億 4,570 万 5,000 円で、前年度に比べて 2,228 万 3,000 円減少し、マイナス 3.9 パーセントとなっております。

以上、認定第 2 号「令和 5 年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第 3 号「令和 5 年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、町内在住の 75 歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の被保険者から保険料を徴収し、医療給付を行なう静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものであります。

決算規模は、歳入総額 2 億 4,376 万 4,000 円、歳出総額 2 億 4,327 万 4,000 円となり、前年度に比べて歳入では 1,117 万 3,000 円増加し、プラス 4.8 パーセント、歳出では 1,130 万 3,000 円増加し、プラス 4.9 パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は 99.2 パーセント、歳出予算に対する執行率は 99.0 パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額 49 万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。歳入歳出決算書 5・6 ページの事項別明細書を御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料は、1 億 9,246 万 4,000 円で、前年度に比べて 948 万 2,000 円増加し、プラス 5.2 パーセントとなっております。

2 款繰入金は、5,009 万 3,000 円で、前年度に比べて 101 万 4,000 円増加し、プラス 2.1 パーセントとなっております。

次に、歳出について申し上げます。9・10 ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、2 億 4,269 万 1,000 円で、前年度に比べて 1,119 万 9,000 円増加し、プラス 4.8 パーセントで、歳出総額の 99.8 パーセントを占めています。

以上、認定第 3 号「令和 5 年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

次に、認定第 4 号「令和 5 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額 23 億 7,755 万 7,000 円、歳出総額 22 億 9,441 万 3,000 円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は 101.4 パーセントであり、歳出予算の執行率は 97.9 パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた収支は 8,314 万 3,000 円であります。

それでは、歳入から申し上げます。決算事項別明細書の 5・6 ページを御覧ください。

1 款保険料は、4 億 8,665 万 2,000 円で、65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料であります。

3 款国庫支出金 5 億 3,658 万 8,000 円と、7・8 ページの 4 款支払基金交付金 5 億 7,133 万 6,000 円、及び 5 款県支出金 3 億 1,059 万 9,000 円につきましては、それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負担金、地域支援事業費交付金等であります。

9・10 ページ、7 款繰入金は、3 億 2,485 万 9,000 円で、一般

会計からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費負担金等繰入金、及び低所得者保険料軽減繰入金であります。

8 款繰越金は、1 億 3,257 万 3,000 円で、令和 4 年度からの繰越金でございます。

11・12 ページ、10 款諸収入は、1,477 万 7,000 円で、介護予防サービス計画作成料等であります。

続いて、歳出について申し上げます。13・14 ページを御覧ください。

1 款総務費は、2,558 万 1,000 円で、介護保険の被保険者資格管理、保険料徴収、被保険者証交付、要介護認定等の事務に係るものであります。

2 款保険給付費は、20 億 4,941 万 3,000 円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費で、歳出総額の 89.3 パーセントを占めております。

15・16 ページ、3 款地域支援事業費は、1 億 1,488 万 8,000 円で、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業等に係るものであります。

21・22 ページ、4 款介護予防支援事業費は、1,033 万 9,000 円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものであります。

5 款基金積立金 6,000 万 6,000 円は、令和 4 年度の繰越金から、令和 4 年度の介護給付費に関する国・社会保険診療報酬支払基金・県・町の負担金等の返還金等を除いた剰余金を、保険給付支払準備基金へ積み立てたものであります。

7 款諸支出金 3,418 万 3,000 円は、保険料の過年度還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの負担金等の精算による返還金であります。

以上、認定第 4 号「令和 5 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。

次に、認定第5号「令和5年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

令和5年度においては、主要事業として森町浄化センターの維持管理業務、及び汚水管渠^{きょ}の実施設計と築造工事を実施いたしました。

決算規模は、歳入総額10億2,543万9,000円、歳出総額9億1,386万円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は85.5パーセント、歳出予算の執行率は76.2パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支、1億1,157万9,000円につきましては、地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、森町公共下水道事業会計へ引継ぎをいたしました。なお、不用額の1億5,653万7,000円でございますが、これは今回の下水道事業特別会計が令和6年3月末で打ち切り決算としている関係で、例年よりも多く発生しているもので、通常であればいわゆる出納整理期間内で支払い処理されるものが、公営企業化に伴い執行残として残るもの以外は、令和6年度公共下水道事業会計で支出されております。

それでは、歳入から主なものを申し上げます。歳入歳出決算書の5・6ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金で調定額2,591万5,000円に対し、収入済額は2,253万5,000円で、収入未済額は338万円となっております。

収入未済額の内訳といたしましては、現年分が12人、12件、130万円、滞納繰越分が19人、84件、208万円でございます。

2款使用料及び手数料は、公共下水道使用料及び排水設備関係手数料で調定額4,969万3,000円に対し、収入済額は4,167万9,000円で、収入未済額が801万4,000円でございます。

収入未済額の内容としましては、公共下水道使用料現年度分が1,310件、750万6,000円、滞納繰越分が39人、112件、50万2,000円、排水設備関係手数料分が1件、5,000円でございます。

3 款国庫支出金は、2 億 3,890 万円で、水の安全・安心基盤整備総合交付金でございます。

4 款繰入金は、一般会計からの繰入金で 1 億 8,465 万 1,000 円、5 款町債は、公共下水道整備事業債で 4 億 3,880 万円でございます。

7・8 ページ、6 款諸収入は、預金利子、及び雑入で合計 2,263 万 8,000 円でございます。

7 款繰越金は、前年度繰越金で 7,623 万 5,000 円でございます。続いて、歳出について御説明いたしますので、9・10 ページを御覧ください。

1 款下水道事業費 7 億 3,702 万 5,000 円の内、主なものは 1 項 1 目下水道総務管理費の地方公営企業法適用業務委託等の委託料 1,697 万 8,000 円、2 目下水道施設管理費の森町浄化センター維持管理修繕等の需用費 2,328 万 3,000 円、11・12 ページ、森町浄化センター維持管理業務委託料等の委託料 1,031 万 1,000 円、同じく 11・12 ページ、2 項 1 目下水道建設事業費の汚水管渠^{きょ}実施設計等業務委託料等の委託料 1,655 万 5,000 円、汚水管渠^{きょ}築造工事 5 億 3,563 万 3,000 円、補償、補填及び賠償金 8,729 万 8,000 円でございます。

2 款公債費は、町債元金償還金と利子償還金で 1 億 7,683 万 5,000 円でございます。

以上、認定第 5 号「令和 5 年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

なお、供用開始区域内の下水道接続状況ですが、令和 6 年 3 月末現在で、3,422 人に下水道を利用させていただいており、約 59.9 パーセントの接続率でございます。

今後も接続率を高めるため、加入促進に努力してまいり所存でございます。

次に、認定第 6 号「令和 5 年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、以下の３特別会計につきましては、円単位まで読み上げさせていただきます。

歳入総額は、121 万 8,838 円、歳出総額は、111 万 4,628 円で、差引残額 10 万 4,210 円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数 62 戸分の使用料及び繰越金でございます。

歳出は一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第 7 号「令和 5 年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

歳入総額は 287 万 8,119 円、歳出総額は 256 万 2,477 円で、差引残額 31 万 5,642 円を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数 68 戸分の使用料、繰越金、及び町債でございます。

歳出は、一般管理費、財産管理費、及び維持改良費でございます。

次に、認定第 8 号「令和 5 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

歳入総額は 99 万 5,970 円、歳出総額は 84 万 8,319 円で、差引残額 14 万 7,651 円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数 15 戸分の使用料、及び一般会計繰入金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

当年度において、いずれの簡易水道事業も健全な経営を維持することができました。

簡易水道事業におきましては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、今後さらに経営が厳しくなる事が予想されますが、地域住民の需要に応えるべく努めてまいりたいと考えております。

以上、認定第 1 号から 8 号まで一括して説明申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 監査委員から発言があれば発言を許します。

朝比奈代表監査委員。登壇願います。

代 表
監査委員

（ 朝 比 奈 篤 君 ） 監査委員の朝比奈でございます。よろしく願います。

一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました「令和 5 年度森町一般会計歳入歳出決算書」及び「令和 5 年度森町国民健康保険特別会計」ほか 6 特別会計の歳出歳入の決算につきまして、去る 7 月 17 日、22 日、24 日、25 日、8 月 6 日の 5 日間、岡戸章夫監査委員と共に審査を実施いたしました。

審査にあたりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、その他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財政の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類等の照合いたしますとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書類及び調書類は関係法令に準拠して作成されておりまして、違法、不適正、あるいは、係数の誤りが認められず、また、関係諸帳簿、証書類の処理も適正であることを認めたところでございます。

歳出の災害復旧費において、未執行の一部案件が 1 件発生した旨の報告がございました。

先日、それぞれマスコミに発表ございましたが、事件の関係、またそれぞれの職員の処分等につきまして報告があったところでございますが、今後、再発防止に向けて、強く要望するところでございます。

なお、審査の概要と所見を決算審査意見書として提出してござ

議 長

いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 日程第 24、認定第 9 号「令和 5 年度森町水道事業会計決算認定について」及び日程第 25 号、認定第 10 号「令和 5 年度森町病院事業会計決算認定について」以上、認定 2 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 本件について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ） ただいま一括して上程されました認定第 9 号及び第 10 号の各会計決算について提案理由の説明を申し上げます。

最初に認定第 9 号「令和 5 年度森町水道事業会計決算認定について」申し上げます。

まず、財務諸表附属書類の 17 ページを御覧ください。

令和 5 年度の業務状況でございますが、年度末給水人口 1 万 5,443 人、給水戸数 6,319 戸、年間総配水量 271 万 5,803 立方メートル、年間有収水量 218 万 6,742 立方メートル、有収水量率 80.52 パーセントとなっております。

これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では 132 人の減、給水戸数では 21 戸の増、年間総配水量では 25 万 9,447 立方メートルの減、年間有収水量では、13 万 3,198 立方メートルの減、有収水量率では 2.55 ポイントの増でございます。

これ以降の説明の金額につきましては、千円単位までの読み上げとさせていただきます。

なお、各項目の金額は、消費税抜きの金額となっております。

第 3 条予算の収益的収入及び支出の状況でございますが、21 ページから 23 ページを御覧ください。

収益費用明細書で御説明申し上げます。

収益合計は、前年度対比 10.7 パーセント増収の 3 億 4,595 万

4,000 円、費用合計は、前年度対比 3.7 パーセント増の 3 億 1,685 万円で、差引 2,910 万 3,000 円の純利益が生じました。

次に、第 4 条予算の資本的収入及び支出でございますが、24 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出明細書で御説明申し上げます。

資本的収入といたしましては、工事負担金が 9,895 万 6,000 円、企業債が 2 億 1,540 万円、一般会計出資金が 9,280 万円で、合計 4 億 715 万 6,000 円となりました。

資本的支出といたしましては、職員二人分の人件費と、北部配水池増設工事外 13 件の工事請負費、企業債償還金等で、合計 4 億 6,914 万 1,000 円を支出しました。

この結果、支出超過となりましたので、補填財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第 9 号「令和 5 年度森町水道事業会計の決算認定について」でございますが、今後も水道事業を取り巻く環境の変化を適切に予測し、計画的な施設更新を行ってまいります。

また、本年度には経営戦略を改定し、中長期的な視点で適切な投資や財源の確保等に取り組むとともに、令和 5 年度より設定した新料金体系における経営状況を確認し、安価で安全な水の継続的安定供給と経営の健全化に努めてまいります。

次に、認定第 10 号「令和 5 年度森町病院事業会計決算認定について」申し上げます。

はじめに、附属資料の 9 ページを御覧ください。

令和 5 年度の事業報告であります。当年度は、第 4 次経営改革プランの最終年度であり、病棟の利用率向上による安定的運営、医師並びに看護師の確保、働き方改革や負担軽減、医療 D X の推進など経営の効率化を図り、目標達成に向けて取り組んでまいりました。

入院につきましては、急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期

リハビリテーション病棟の三つの病棟をそれぞれ機能別に分化し、患者の病状と入院目的により機能させ、ベッドコントロール会議を毎週行い、効率的な病棟運営に努めてまいりました。

また、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟につきましては、リハビリテーションを充実させるなど、在宅復帰に向けた退院支援を強化してきました。その結果、年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、整形外科医二人の着任による入院患者数や手術件数の増加等により、入院患者数、収益ともに前年度を上回る結果となりました。

外来診療につきましては、整形外科医の着任、リハビリテーション科の設置や前年度からの発熱外来の取組により、病院と家庭医療クリニック、訪問看護ステーションを合計した外来患者数は、前年度を上回る一方、外来収益としては単価の低下等により前年度を下回る結果となりました。

在宅医療につきましては、家庭医療クリニックの医師と在宅医療支援室のコーディネーターが中心となって運営し、多職種での情報共有を目的とした在宅医療・介護連携情報システムの活用に引き続き取り組みましたが、訪問診療件数は、前年度を下回る結果となりました。

建設改良事業につきましては、更新時期を迎えた設備、医療機器、備品等の中から空調・換気設備の更新、手術台、X線透視装置等を購入しました。

続きまして、令和5年度の患者動向及び収支状況について申し上げます。

15・16 ページを御覧ください。

まず、患者の動向であります。入院患者数は、年間延べ数で4万310人となり、対前年度比では8,660人の増、率で27.4パーセント増加しております。

1日平均では、110.1人で、対前年度比23.4人増加し、病床利用率は前年度を17.9ポイント上回る84.1パーセントとなりました。

た。

外来患者数は、8万2,702人となり、対前年度比では、2,121人の増、率で2.6パーセントの増加となりました。

次に収支状況であります。これ以降の説明の金額は、千円単位までの読み上げとさせていただきます。

第3条予算の収益的収入及び支出の状況であります。20ページから23ページを御覧ください。

収益費用明細書で御説明申し上げます。

収入の病院事業収益は、29億7,357万7,000円で、前年度に対し、2億1,423万2,000円増加し、伸び率ではプラス7.8パーセントとなりました。

このうち、医業収益は、26億1,270万円で、前年度に対し、3億2,508万4,000円増加し、伸び率はプラス14.2パーセントとなりました。

医業収益の内訳では、入院収益が15億9,080万7,000円で、対前年度3億7,492万2,000円増加し、伸び率はプラス30.8パーセントとなりました。

また、外来収益は8億5,196万9,000円で、対前年度1,100万3,000円減少し、伸び率はマイナス1.3パーセントとなりました。

医業外収益は、3億5,760万1,000円で、対前年度1億1,111万9,000円減少し、伸び率はマイナス23.7パーセントとなりました。

減少の要因は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金が減少したことによります。

次に支出の病院事業費用は、31億1,163万1,000円で、対前年度2億5,905万5,000円増加し、伸び率はプラス9.1パーセントとなりました。

このうち医業費用は、29億6,659万3,000円で、対前年度2億4,520万5,000円増加し、伸び率はプラス9.0パーセントとなりました。

この結果、決算書 5 ページの経常損失は、1 億 2,863 万円の計上となりました。

これは、医業収益では入院収益が増加したものの、外来収益やその他医業収益が減少し、医業外収益では新型コロナウイルス感染症に係る補助金等が減少し、医業費用では、給与費や材料費などが増加したことによるものであります。

なお、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は、1 億 3,805 万 3,000 円の計上となりました。

続きまして、第 4 条予算の資本的収入及び支出の状況について申し上げます。

24 ページを御覧ください。

先に下段、資本的支出から御説明いたします。

総額は 4 億 4,410 万 8,000 円で、建設改良費として、9,763 万 4,000 円を執行いたしました。

その主な内訳として、設備では空調・換気設備の更新や医療機器では手術台、X線透視装置等を購入したものであります。

また、企業債償還金は、3 億 4,647 万 4,000 円となりました。

次に上段、資本的収入の総額は 2 億 9,966 万 3,000 円で、出資金として、資本的支出に伴い算出された一般会計出資金 2 億 3,156 万 3,000 円を繰り入れ、建設改良費の財源としての企業債で 6,810 万円を収入といたしました。

この結果、支出超過となりましたので、補填財源といたしまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、及び過年度分損益勘定留保資金をもって充当いたしました。

以上が、認定第 10 号「令和 5 年度森町病院事業会計の決算認定について」でございます。

ただいま認定第 9 号及び第 10 号を一括して説明申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

(吉 筋 恵 治 君) 監査委員から発言があれば、発言を許し

代 表
監査委員

ます。

朝比奈代表監査委員。登壇願います。

（ 朝 比 奈 篤 君 ） それでは、企業会計の決算審査について申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました「令和 5 年度森町水道事業会計決算」及び「令和 5 年度森町病院事業会計決算」につきまして、去る 6 月 27 日、岡戸章夫監査委員とともに審査を実施しました。

審査にあたりましては、両事業会計の決算書付属書類等について、その事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかを検証いたしますとともに、経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうか主眼をおき、会計帳簿、証拠書類との照合、点検、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計が決算書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成をされており、計数の誤りは認められず、経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと見られたところでございます。

なお、審査の概況と所見をそれぞれの会計の決算審査意見書として提出してございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

（ 吉 筋 恵 治 君 ） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

9 月 10 日午前 9 時 30 分、本会議を開き、各議案に対する質疑並びに委員会付託を行います。

本日はこれで散会します。

（ 午後 2 時 1 7 分 散会 ）